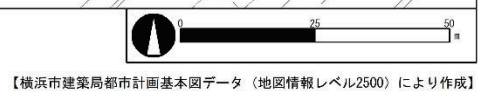
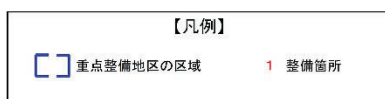
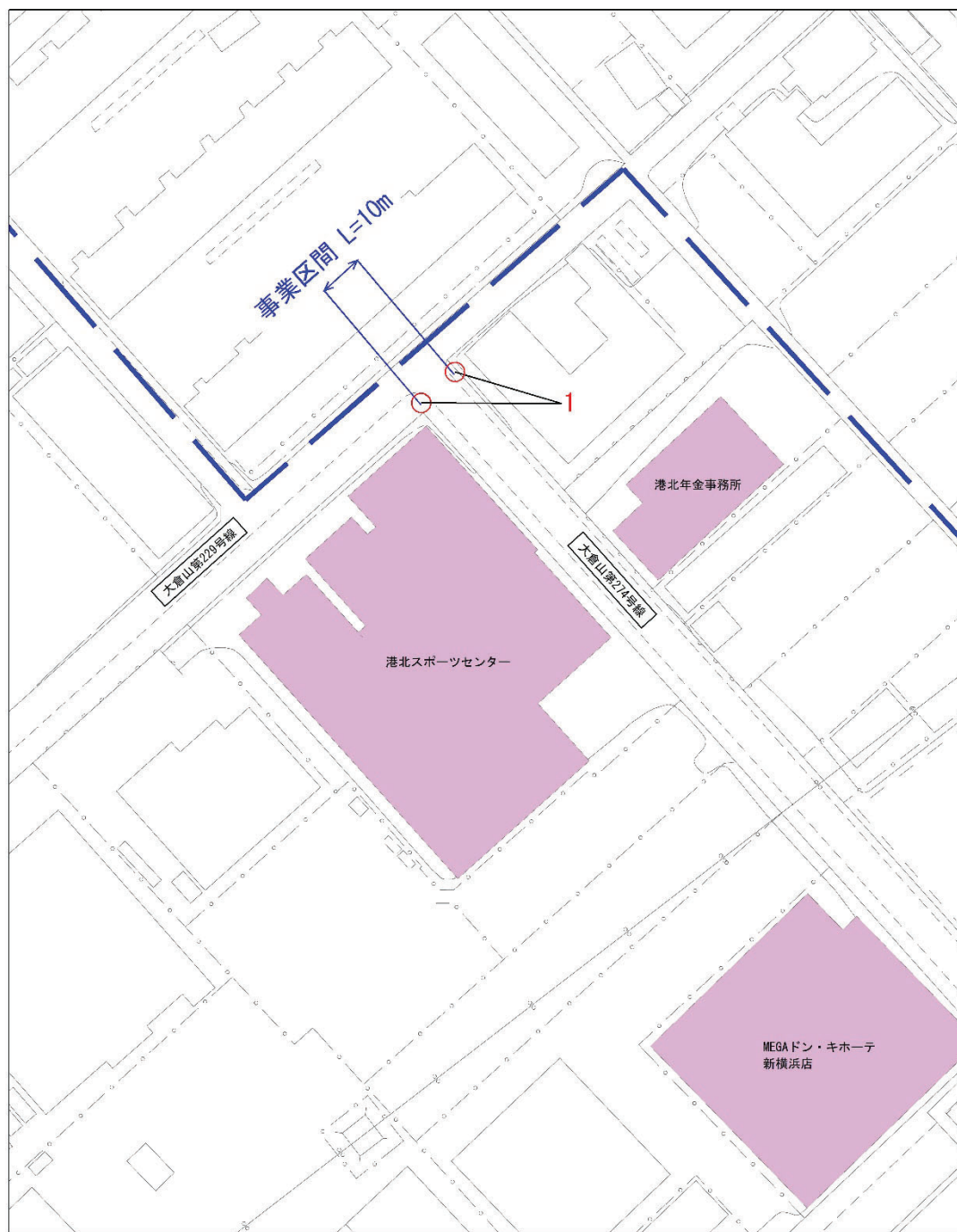


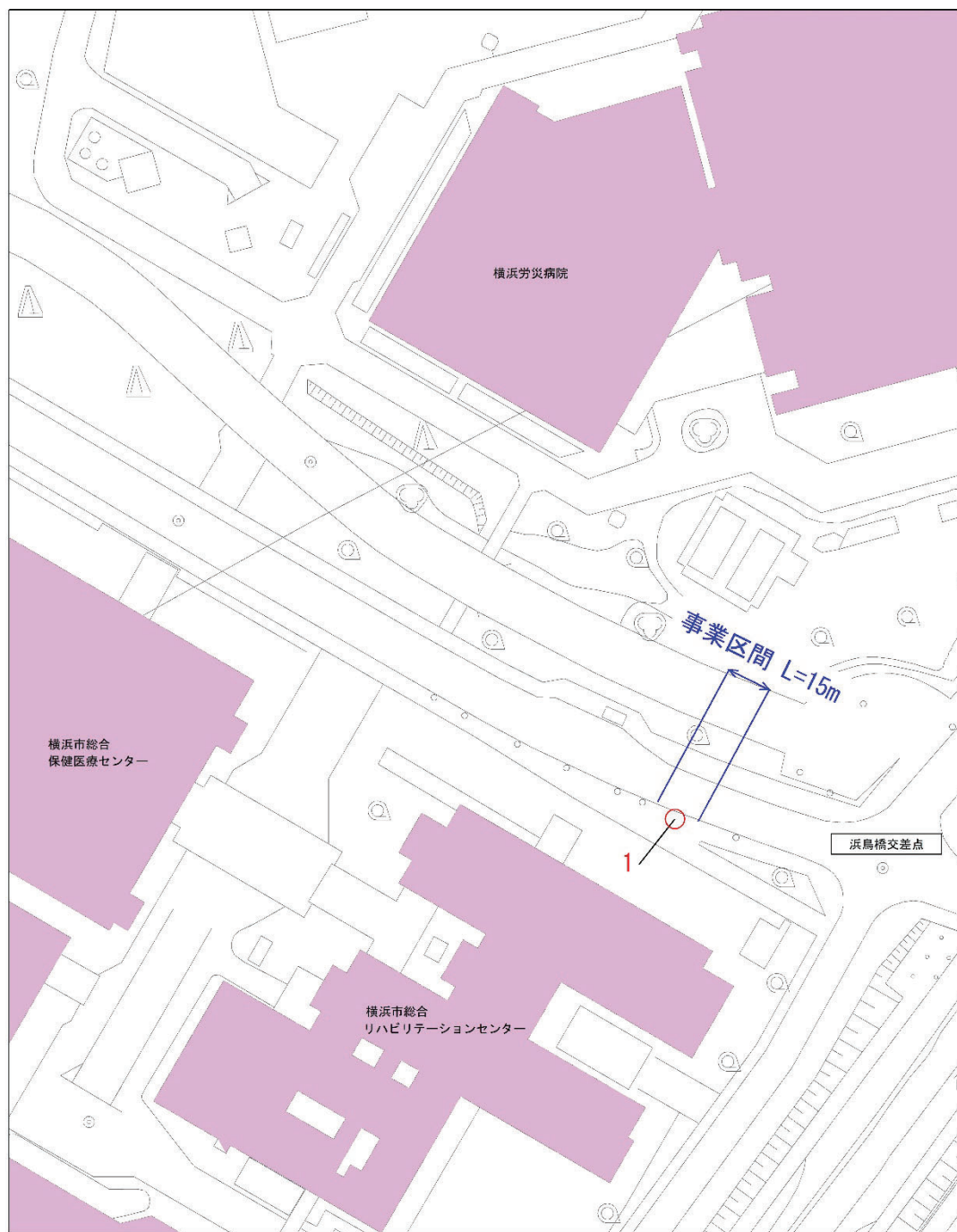
■新横浜駅周辺:経路1

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		大倉山第274号線				
事業区間		大倉山第229号線交点				
事業番号		【S-2-1】				
事業延長		10m				
事業実施予定期間		2025年度				
【整備方針】						
課題：視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。						
対策：視覚障害者誘導用ブロックの設置。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	1	
		改修	箇所			
その他						
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



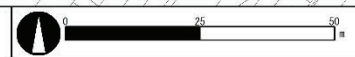
■新横浜駅周辺:経路16

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		小机第70号線				
事業区間		浜鳥橋交差点先				
事業番号		【S-2-2】				
事業延長		15m				
事業実施予定期間		2027年度				
【整備方針】						
課題: 歩道の横断勾配が急になっている。						
対策: 歩道の横断構造の改修。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所	1	1	
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所			
		改修	箇所			
その他						
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



【凡例】

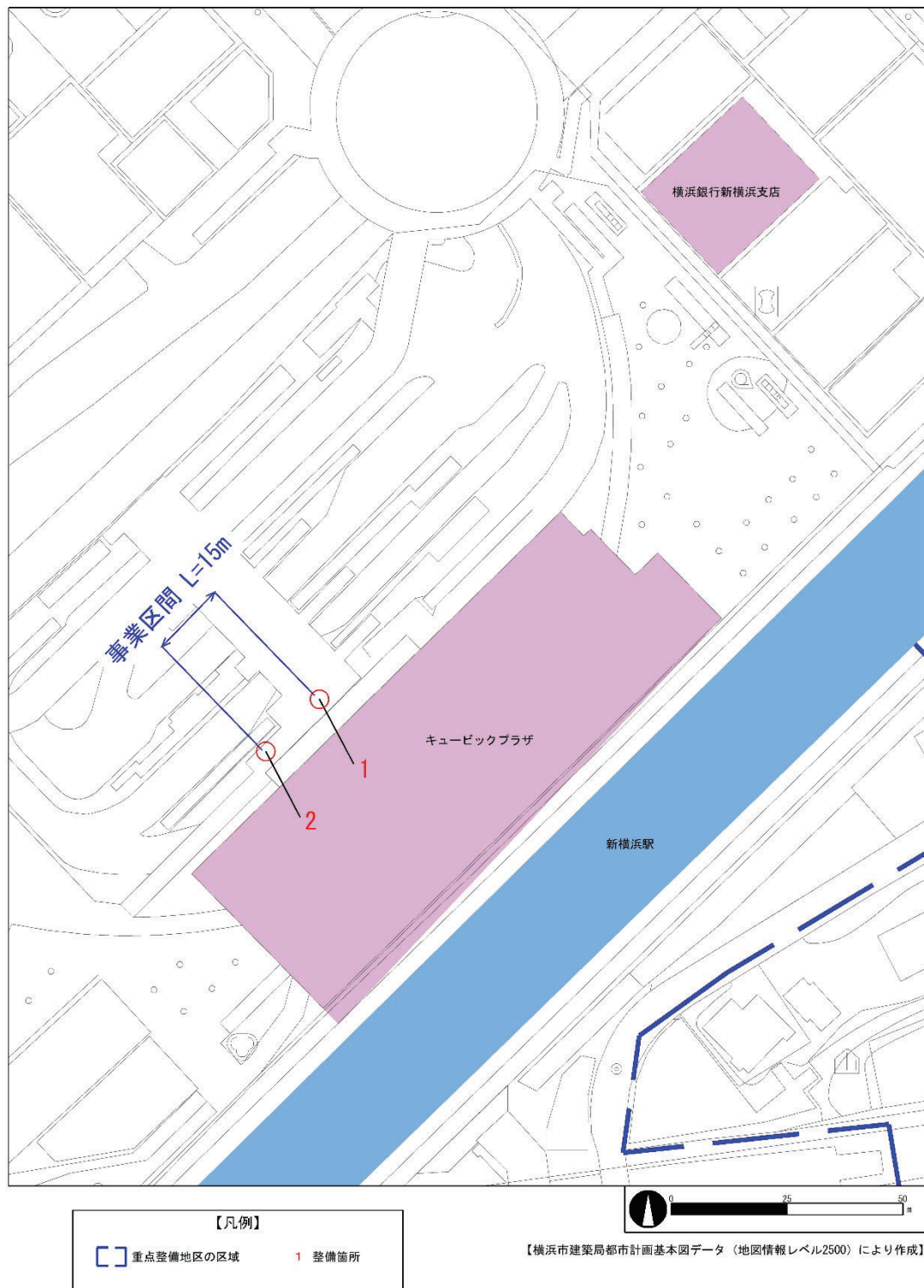
重点整備地区の区域 1 整備箇所



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■新横浜駅周辺:経路21

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		新横浜駅北口歩道橋				
事業区間		新横浜駅北口歩道橋				
事業番号		【S-2-14】【S-2-15】				
事業延長		15m				
事業実施予定期間		2026年度～2027年度				
【整備方針】						
課題:【S-2-14】 エスカレーターの音声案内に、昇降方向についての案内がない。						
【S-2-15】 音声案内板が破損している。						
対策:【S-2-14】 エスカレーターの音声案内の変更。						
【S-2-15】 音声案内板の改修。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所			
		改修	箇所			
その他						
エスカレーターの音声案内の変更		箇所	1	1		
音声案内板の改修		箇所	1	2		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



※バリアフリー基本構想において、S-2-5の課題があげられているが、現地調査、埋設物調査の結果、現場制約により事業が困難であることが確認されたため本計画では対象としないこととする。